11　特別検査官は、命を受けて、証券検査を実施し、並びに専門検査官及び証券検査官の行う事務を整理する。

12　専門検査官は、命を受けて、高度な専門的知識を必要とする証券検査を実施する。

［13～19　略］

20　特別調査管理官は、命を受けて、犯則事件の調査及び告発に関する専門的事項に係る事務に従事する。

［21～23　略］

24　主任国際専門調査官は、命を受けて、特別調査課の所掌事務のうち主として外国にある者に係る資料及び情報の収集及び整理を行い、並びに国際専門調査官の行う事務を整理する。

25　国際専門調査官は、命を受けて、特別調査課の所掌事務のうち主として外国にある者に係る資料及び情報の収集並びに整理を行う。

（金融庁顧問）

第二十四条　［略］

附　則

（総合政策局総務課企画官の設置期間の特例）

第三条　第二条第一項の企画官のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（総合政策局総務課海外展開推進調整官の設置期間の特例）

第四条　第二条第一項の海外展開推進調整官は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

［条を削る。］

（総合政策局リスク分析総括課情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等並びに主任統括検査官等の所掌事務の特例）

第五条　法附則第八条第二項に規定する政令で定める日までの間、第四条及び第五条の規定の適用については、これらの規定に定める事務には、銀行等保有株式取得機構に係る事務を含むものとする。

2　令附則第三条第二項に規定する政令で定める日までの間、第四条、第五条及び第九条の規定の適用については、これらの規定に定める事務には、株式会社産業再生機構に係る事務を含むものとする。

3　令附則第三条第三項に規定する政令で定める日までの間、第四条、第五条及び第九条の規定の適用については、これらの規定に定める事務には、株式会社地域経済活性化支援機構に係る事務を含むものとする。

4　令附則第三条第四項に規定する政令で定める日までの間、第四条、第五条及び第九条の規定の適用については、これらの規定に定める事務には、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る事務を含むものとする。

11　特別検査官は、命を受けて、主として法令その他の規則の遵守状況及び業務又は財産に関するリスクの管理状況に係る証券検査を実施し、並びに専門検査官及び証券検査官の行う事務を整理する。

12　専門検査官は、命を受けて、主として先端的な金融取引に係る証券検査その他の高度な専門的知識を必要とする証券検査を実施する。

［13～19　同上］

20　特別調査管理官は、命を受けて、犯則事件の調査及び告発に関する専門的な事務に従事する。

［21～23　同上］

24　主任国際専門調査官は、命を受けて、主として外国にある者に係る資料及び情報の収集及び整理を行い、並びに国際専門調査官の行う事務を整理する。

25　国際専門調査官は、命を受けて、主として外国にある者に係る資料及び情報の収集並びに整理を行う。

（金融庁顧問）

第十九条　［同上］

附　則

（総務企画局総務課海外展開推進調整官の設置期間の特例）

第三条　第一条第一項の海外展開推進調整官は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

（総務企画局政策課企画官の設置期間の特例）

第四条　第二条第一項の企画官のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（総務企画局企画課信用機構企画室の所掌事務の特例）

第四条の二　総務企画局企画課信用機構企画室は、第四条第四項に規定する事務のほか、令附則第二条の三第五項に規定する政令で定める日までの間、株式会社地域経済活性化支援機構に関する制度の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

（検査局総務課統合的リスク管理・市場リスク検査室等の所掌事務の特例）

第五条　令附則第二条の三の場合における第七条の規定の適用については、同条第二項第一号中「第四条各号」とあるのは、「第四条各号及び附則第二条の三」とする。

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］